

I. JSA推奨の助成金 ● 人材確保等支援助成金

雇用管理制度助成コース(建設分野)

要件：雇用保険・社会保険加入

人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主に対して支給。

【受給できる建設事業主】

- ・「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける中小建設事業主
- ・雇用管理責任者を選任していること
- ・人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給決定を受けた建設事業主であって、若年者及び女性入職被保険者の入職率目標を達成した事業主であること

- ① 入職率目標達成助成(第1回) 57万円<72万円>
- ② 入職率目標達成助成(第2回) 85.5万円<108万円>

※ 中小建設事業主

資本金3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下の建設事業主

※ 若年及び女性入職被保険者

入職時の年齢が35歳未満または女性の雇用保険一般被保険者であって、新規に正規雇用した者

介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

要件：雇用保険・社会保険加入

賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護・保育事業主に対して支給。

【整備する賃金制度】

全ての介護または保育労働者について、自身のステップアップや将来の給与水準が想定できるように、職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定められ、かつ全ての介護または保育労働者について定期昇給制度、または客観的な職業能力評価基準に基づく賃金の格付けが定められていること。

- ① 制度整備助成 50万円
要件：整備した賃金制度計画の認定を労働局長から受け、計画の実施すること
- ② 目標達成助成(第1回) 57万円<72万円>
※ 離職率の目標達成
- ② 目標達成助成(第2回) 85.5万円<108万円>
※ 離職率の目標達成